

令和7年度第1回千葉市国民健康保険運営協議会
令和7年9月1日
千葉市健康保険課

報告事項 3

子ども・子育て支援金制度 について

(子ども家庭庁資料を基に作成)

1 子ども・子育て支援金制度の概要

○こども未来戦略（R5.12閣議決定）の加速化プランにおいて少子化対策のため具体的施策を位置づけ（主なものを抜粋して記載）

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は子ども・子育て支援納付金充当事業

○児童手当の抜本的拡充 [R6.10月～] (◎)

⇒所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円

○妊婦のための支援給付の創設 [R7.4月～] (◎)

⇒10万円相当の経済的支援

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○妊婦等包括相談支援事業[R7.4月～]

⇒様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○こども誰でも通園制度 [R8.4月～給付化] (◎)

⇒月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

○児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ[R6.11月～]

1 子ども・子育て支援金制度の概要

3. 共働き・共育ての推進

◎は子ども・子育て支援納付金充当事業

- 出生後休業支援給付 [R7.4月～] ⇒ 育休給付率を手取り10割相当に (◎)
- 育児時短就業給付 [R7.4月～] ⇒ 時短勤務中に支払われた賃金額の10%支給 (◎)
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 [R8.10月～] (◎)

↑ 給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備 ↑

○給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○子ども・子育て支援金制度の創設 [R8.4月～]

- ・少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設
- ・令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入し、医療保険料とあわせて徴収
- ・歳出改革と賃上げにより実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築

○こども・子育て政策の見える化の推進

- ・令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設

1 子ども・子育て支援金制度の概要

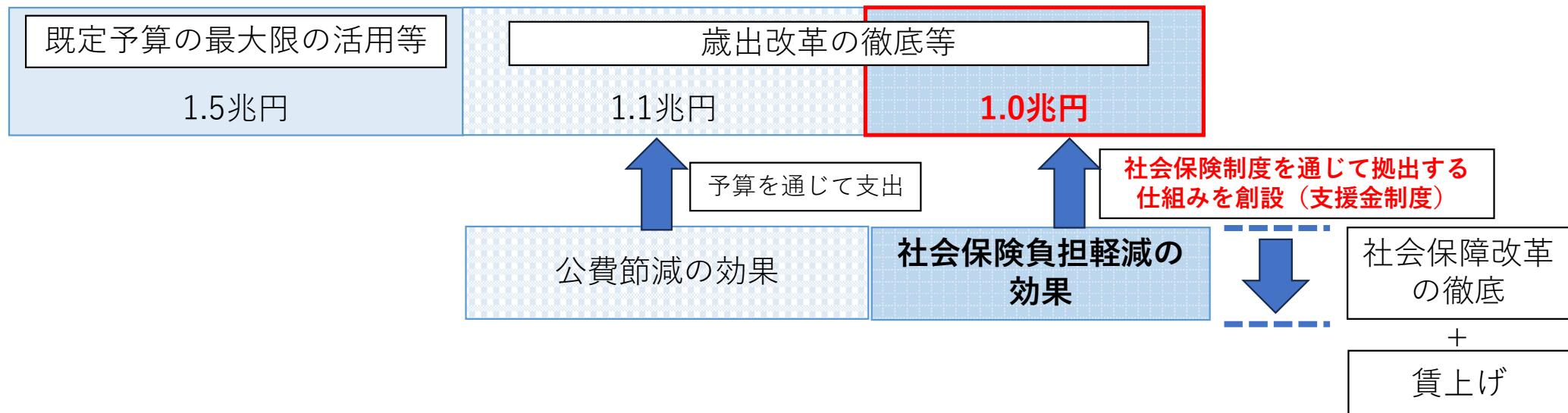


○こども・子育て政策の強化（加速化プラン）の財源の基本骨格（イメージ）

【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

経済的支援の強化 1.7兆円	全ての子ども・子育て世帯 を対象とする支援の拡充 1.3兆円	共働き・共育て の推進 0.6兆円
-------------------	--------------------------------------	-------------------------

【歳入面】 加速化プランの財源



1 子ども・子育て支援金制度の概要

○子ども・子育て支援金

- 子ども・子育て支援納付金対象費用に充てるため、国は、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収し、医療保険者は支援納付金を納付
- 令和8年度に6,000億円程度、令和9年度に8,000億円程度、10年度に1兆円程度を、子ども・子育て支援納付金として被保険者・事業主が負担
- 医療保険者（市）は、支援納付金を納付するため国民健康保険料と合わせて、子ども・子育て支援金を令和8年度から賦課・徴収。
(令和8年第1回定例会で条例改正予定。)

【支援金の流れイメージ】



2 賦課・徴収について



○現時点で国が示す基本的な方向性

- ・医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、県が提示する支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、応益分について低所得者の軽減措置（軽減率：7割、5割、2割）を適用。
- ・国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳以下のこどもに係る支援金の均等割額を10割軽減とする。

※制度の詳細については、今後政省令で整備。

2 賦課・徴収について

○支援金制度導入後の国民健康保険制度（国が示す現段階のイメージ）

保険料

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療分保険料	7.14%	21,840円	25,800円
後期高齢者支援金分保険料	2.85%	8,640円	10,320円
介護分保険料	2.36%	10,680円	8,040円
子ども・子育て支援金分保険料	料率・料額等については未定		

対象者

全被保険者

40歳～64歳まで

全被保険者（※）

（※）18歳に達する年度までのこどもに係る支援金の均等割額の10割を軽減

3 子ども・子育て支援金に関する試算

加入者一人当たりの平均月額（こども家庭庁の試算）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/② 4.7%
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔(参考) 被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔(参考) 被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔(参考) 被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔(参考) 一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

※国の一定条件の元計算した試算であり、実際には相当程度の幅が見込まれる。